

高経年化技術評価に係る実用炉規則改正内容の保安規定への反映について

1. はじめに

高経年化技術評価に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）の改正内容については、島根原子力発電所 30 年目の高経年化技術評価に基づく長期保守管理方針変更に合わせて、平成 30 年 2 月 7 日付け電原運第 100 号「島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について」にて、保安規定第 106 条の 3（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針）に反映し変更する旨を記載しているが、以下のとおり、当該申請内容を取り下げることとし、申請内容の補正を実施させて頂きたい。

2. 変更内容

今回の保安規定申請内容の性質や法令改正を速やかに反映する観点から、実用炉規則の改正に関する保安規定変更認可申請内容を取り下げる。

なお、取り下げた内容については、平成 30 年上期に予定する保安規定変更認可申請に含めて申請する。

【現申請の内容】

(1) 2 号炉の高経年化技術評価の実施に伴う長期保守管理方針の策定に伴う変更

2 号炉は、平成 31 年 2 月 10 日に運転を開始した日以後 30 年を経過することから、実用炉規則第 82 条および保安規定第 106 条の 3 に基づき、高経年化技術評価を実施した。この評価結果に基づき、長期保守管理方針を策定したことから、保安規定第 106 条の 3（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針）を変更するとともに、添付 4 として 2 号炉の長期保守管理方針を追加する。

(2) 実用炉規則の改正に伴う変更

a. 重大事故等対処設備について、高経年化技術評価の実施および長期保守管理方針の策定が要求されたことから、保安規定第 106 条の 3（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針）を変更する。【取り下げ内容】

b. 実用炉規則第 81 条および第 82 条が改正され、運転期間を延長しない原子炉は、運転期間満了以降の高経年化技術評価の実施および長期保守管理方針の策定を要しないことが定められたことから、保安規定第 106 条の 3（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針）を変更する。【取り下げ内容】

(3) 記載の適正化

保安規定第 106 条の 3（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針）について、高経年化技術評価の号炉毎の実施状況を踏まえた記載に変更する。【取り下げ内容】

以 上